

令和元年度

第6回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

## 第6回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月5日(木) 午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 市川市役所仮本庁舎 4階 第1委員会室

3. 農業委員 出席委員 9人

会長 10番 三橋 弘

委員 1番 小川治夫

2番 宮内純一

3番 岡本好夫

4番 石田まさ子

5番 石橋弘嗣

7番 宇田川忠好

8番 石井文夫

9番 石井利和

欠席委員 1人

6番 伊藤公亮

4. 農地利用最適化推進委員

出席委員 5人

1番 武藤 晃

2番 石井喜美江

3番 石井克己

5番 大滝與鷹

6番 平田秀行

欠席委員 1人

4番 梶尾彌一

## 5. 議事日程

- 第1 議事録署名等委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 付託調査班（委員）の指名
- 第4 議案第1号 市川市農業次世代人材投資資金交付事業に係るサポートチームメンバーの推薦について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1 件
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 6 件
- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について  
事務局長専決分 1 件
- 報告第2号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について  
事務局長専決分 21 件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について 1 件
- 報告第4号 地目変更登記に係る回答について 1 件
- 報告第5号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている  
旨の証明願について 1 件

## 6. 農業委員会事務局職員

局長 谷地 正道  
次長 石井 啓友  
主幹 河崎 学  
副主幹 本多 浩章

### <農業振興課職員>

主幹 村上 博志  
主事 岩田 祐輔

## 7. 会議の概要

発 言 者	内 容
議 長	<p>ただ今より、令和元年度 第6回 市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、伊藤委員と梶尾推進委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員10名中9名、推進委員6名中5名出席しております。</p> <p>委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名等委員でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>それでは、9番の石井利和委員、5番の石橋委員にお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の河崎主幹、本多副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第3班で、5番の石橋委員と6番の伊藤委員です。</p> <p>農政関係は、第1班で、1番の小川委員と2番の宮内委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第3号までと、報告第1号から報告第5号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第1号「市川市農業次世代人材投資資金交付事業に係るサポートチームメンバーの推薦について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「市川市農業次世代人材投資資金交付事業に係るサポートチームメンバーの推薦について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>令和元年7月31日付で、市川市長より、「市川市農業次世代人材投資資金交付事業に係るサポートチームメンバーの推薦について」が提出されましたので、推薦者について、決定を求めるものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>続きまして、「市川市農業次世代人材投資資金交付事業」について、農業振興課から事業内容の説明をお願いします。</p>
<p>農業振興課</p>	<p>市川市農業次世代人材投資資金交付事業について、ご説明させていただきます。</p> <p>この農業次世代人材投資資金交付事業とは、農業者となることを志望する者に対し、就農直後の経営の確立を支援するために資金を交付し、地域の中心となる担い手の確保及び育成を行う事業です。</p> <p>市川市では新規就農時から最長5年間、最大年間150万円の交付を行い、新規就農者の経営基盤の強化を図ってまいります。</p> <p>事業を行うにあたり、様々な要件がございますが要件の一つに新規就農者に対しサポート体制を整備することが求められています。</p> <p>サポート体制では「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各分野に関しての課題に対応するためにサポートチームを構築するものとされております。</p> <p>このサポートチームのメンバーの皆様には新規就農者の各課題に対する対応や資金交付後2年目に行われる中間評価会での評価委員になっていただく予定です。</p> <p>また、各分野については国よりどのようなメンバーが適当か示されてお</p>

<p>議 長</p>	<p>り、「農地」の業務といたしましては新規就農者が農地の規模拡大を行う際における農地の斡旋となっているため農業委員、農地利用最適化推進委員等が適当とされています。</p> <p>現在、市川市では「経営・技術」については千葉県東葛飾農業事務所に、「営農資金」については市川市農業協同組合にお願いしたいと考えており、「農地」については本市農業委員会様のご協力をお願いしたいと考えております。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>農業振興課からの説明が終わりました。</p> <p>続きまして、このたびの推薦依頼がなされるまでの経緯について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>去る、平成30年5月10日に開催されました、平成30年度第2回市川市農業委員会定例総会におきまして、「市川市農業経営改善計画等認定懇話会の運営に関する要綱（案）について」の審議がなされ、当該懇話会の出席者として、岡本委員が指名されました。</p> <p>この懇話会は、農業経営基盤強化促進法に規定する「青年等就農計画」の認定に関する意見交換を主な目的として開催され、このたびの交付対象者の「青年等就農計画」の認定に際しましても、岡本委員に関わっていただいておりますことを申し添えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>補足説明が終わりました。</p> <p>事務局からの説明では、交付対象者の青年等就農計画の認定において、これまで岡本委員に関わっていただいている、とのことでございます。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 席 1 番</p>	<p>これまで岡本委員が関わっていただいておりますので、サポートをするうえで、岡本委員が適任だと思います。</p>

議 長	<p>岡本委員が適任ではないか、という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「市川市農業次世代人材投資資金交付事業に係るサポートチームメンバーの推薦について」、岡本委員を推薦することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で岡本委員を推薦することに決定いたします。</p> <p>岡本委員、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は1件です。</p> <p>議案の2ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和元年8月23日でございます。</p> <p>申請地は本行徳で、地目は田、面積は3,547平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸資材置場、貸駐車場及び貸通路とするものでございます。</p> <p>なお、申請地は、地目が「田」のまま、以前から、貸資材置き場、貸駐車場等として利用されており、当初は「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」の提出を検討しておりました。</p> <p>しかしながら、令和元年7月2日に、東葛飾農業事務所職員の立会いによる現況確認を行った結果、東葛飾農業事務所の指示により、始末書の提出を要件として、転用許可申請がなされたものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 4番</p>	<p>現地調査は、令和元年8月29日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、行徳総合病院の東側、概ね300メートルに位置しており、現況はすでに転用目的通りとなっております。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、周辺に農地はなく、境界には、鋼板で囲み土砂等の流出を防除しております。</p> <p>敷地内は整地して鉄板敷き及び砂利敷きにしております。</p> <p>また、汚水はなく、雨水については、自然浸透とするものでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、農地への復旧が極めて困難であり、始末書の提出をもって許可することが相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請内容に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、市内で不動産管理業を営む方です。</p> <p>当該申請地におきましては、昭和54年頃より貸資材置場及び貸駐車場として使用していた土地を相続しましたが、転用の手続きを行っていないことに気づかず現在に至り、今回、適正な手続きを行い、地目変更をするため、申請に至ったものでございます。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、</p>



	<p>農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>今回の申請地はすでに転用され、復旧も極めて困難なことから、申請者から始末書が提出されており、申請内容に関する審査の結果、特に不備はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、6件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、6件でございます。</p> <p>(1)の申請について、議案の4ページをお願いいたします。</p>

	<p>申請受付日は、令和元年8月21日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は田、面積は165平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、専用住宅の建設を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>次に（2）の申請について、議案の6ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和元年8月21日でございます。</p> <p>申請地は二俣で、地目は畑、面積は158平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、駐車場及び資材置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>次に（3）の申請について、議案の8ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和元年8月21日でございます。</p> <p>申請地は高谷で、地目は畑、面積は162平方メートル外1筆、合計面積は188平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、特専用住宅の建設を目的に使用貸借権の設定をするものでございます。</p> <p>次に（4）（5）の申請について、関連しておりますので併せてご説明いたします。</p> <p>議案の10ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和元年8月23日でございます。</p> <p>申請地はいずれも上妙典で、地目は畑、（4）の面積は842平方メートル、（5）の面積は311平方メートルで合計面積は1,153平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、資材置場を目的に一時転用、貸借権の設定をするものでございます。</p> <p>次に（6）の申請について、議案の12ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和元年8月23日でございます。</p> <p>申請地は二俣で、地目は田、面積は191平方メートル外1筆、合計面積</p>
--	---

<p>議 長</p>	<p>は257平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、資材置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議席 3番</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>現地調査は、令和元年8月29日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、リハビリテーション病院の南側、概ね700メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には、農地はなく、コンクリートブロック及びフェンス等を設置し、土砂等の流出を防除することとさせていただきます。</p> <p>また、汚水・雑排水については合併浄化槽にて処理し、雨水と併せて道路側溝へ排水することとさせていただきます。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>次に(2)について、でございますが、申請地は、二俣小学校北東側、概ね100メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲を鋼板で囲み、土</p>

砂等の流出を防除するとのことをございます。

申請地は整地後、砂利敷きとし、雨水については、自然浸透とするものでございます。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。

次に（３）について、でございますが、申請地は、信篤小学校西側、概ね２００メートルに位置し、現況は路地畑になっておりました。

農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第３種農地と判断されます。

転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲をコンクリートブロック及びフェンスで囲み、土砂等の流出を防除するとのことをございます。

また、汚水については合併浄化槽にて処理し、雨水と併せて前面の水路へ排水するとのことをございます。

譲渡人は、要望により使用賃借権の設定をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。

次に（４）（５）について、でございますが、申請地は、クリーンセンターの南東側、概ね３００メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第２種農地と判断されます。

転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には、万能鋼板にて土砂等の流出を防除するとのことをございます。

申請地は整地後、鉄板敷とし、周囲約１メートルに地表面があり雨水については、自然浸透とするものでございます。

譲渡人は、要望により賃借権を設定するものです。

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>次に（６）について、でございますが、申請地は、原木インター南東側、概ね４００メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第２種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲に農地はなく、既存のフェンスがあり、土砂等の流出を防除するとのことでございます。</p> <p>また、汚水、雑排水はなく、雨水については自然浸透とするものでございます。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>第２班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それではご説明させていただきます。</p> <p>（１）の譲受人は、市川市内に居住する会社員の方です。</p> <p>申請地はお子さんの学校の学区を変えなくても良い地域な為、申請に至ったとのこと。</p> <p>資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、借入金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p>
-------------------------	---

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、令和元年11月1日に着工し、完了は、令和2年3月31日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

次に(2)の譲受人は、市内で建設業を主な事業とする法人です。

申請地は、事業拡大により駐車場及び資材置場が必要になり、既存施設の拡大をするため。また、主要幹線道路からも近く利便性が良いため申請に至ったとのこと

です。資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、許可有り次第着工し、完了は着工後30日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

次に(3)の譲受人は、船橋市に居住する会社員の方です。

申請地は、譲受人の父が所有している土地を借用するかたちで、実家にも近く将来的には親の面倒をみることに適している為申請に至ったとのこと

です。資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農

地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、令和元年10月15日に着工し、完了は、令和2年1月30日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

次に(4)(5)は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

申請地は、JR京葉線の橋脚耐震補強工事に伴う残土の仮置き場として必要になり、工事現場からも近いため申請に至ったとのこと

資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

一時転用の期間につきましては、令和元年10月1日から令和2年6月30日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

次に(6)の譲受人は、市内に居住する会社役員の方です。

申請地は、事業拡大に自宅の資材置場が手狭になり、申請地周辺は会社代表である実父が所有していることもあり、また、主要幹線道路からも近く利便性が良いため申請に至ったとのこと

資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、自己

	<p>資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第着工し、完了は着工後10日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1)について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、(2)については、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>



各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、(3)については、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、(4)については、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、(5)については、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、(6)については、お諮りいたします。</p>

各 委 員	<p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、1件ご報告いたします。</p> <p>14ページをお願いします。</p> <p>相続が発生した日は、平成30年8月4日で、相続人からは、令和元年8月14日に権利取得の届出があったものでございます。</p> <p>農業委員会へのあっせん等の希望はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、8月の事務局長専決分が21件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、ご説明いたします。</p> <p>15ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決</p>

<p>議 長</p>	<p>しましたのでご報告いたします。</p> <p>今回の報告は、令和元年8月1日から同年8月30日までに届出があったものでございます。</p> <p>農地法第4条の届出は10件、15筆、2,991.91平方メートルでございます。</p> <p>また、第5条の届出につきましては、11件、18筆、3,448.27平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せますと、21件、33筆、転用面積は、6,440.18平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、16ページから20ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、1件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、ご報告いたします。</p> <p>21ページをお願いします。</p> <p>本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委員会に通知がなされたものでございます。</p> <p>土地は、宝の畑1筆、面積は24平方メートルとなっております。</p> <p>令和元年7月29日に合意解約がなされ、令和元年8月22日付けで農業委員会に合意解約の通知書が提出されたものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「地目変更登記に係る回答について」、1件でございます。</p>

<p>事務局</p>	<p>事務局より、報告いたします。</p> <p>報告第4号「地目変更登記に係る回答について」、1件ご報告いたします。 22ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和元年7月25日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、大野町の2筆、合計面積は176平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目「畑」から、「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、令和元年5月24日に、農地法第5条に基づき、「車両置場及び資材置場」として転用許可を受けております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和元年8月6日に、農地調査班第4班の農業委員及び、令和元年8月9日に、区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況は、「車両置場及び資材置場」と回答したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」、ご報告いたします。</p> <p>議案書の23ページをお願いいたします。</p>

議 長	<p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。</p> <p>今回の報告といたしましては、令和元年8月2日に申請がありました1件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和元年度第6回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
-----	--

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 三橋 弘

---

委 員 石井 利和

---

委 員 石橋 弘嗣

---